

第7回 奈良県公契約審議会 議事録

1 開催日時

令和5年3月14日（火）午前10時30分～11時50分

2 開催場所

奈良県文化会館多目的室
奈良市登大路町6-2

3 出席者

委員：山崎会長、森本委員、高木委員、西川委員、松本委員
（5名全員出席）

事務局：会計局

芝池局長、福留総務課長、村上総務課長補佐、吉川係長、高塚主事

関係課：人権施策課西村課長補佐、女性活躍推進課曾田課長補佐、
障害福祉課森課長補佐、環境政策課向井課長補佐、
雇用政策課畑澤課長、建設業・契約管理課大西課長補佐

4 議題

- （1） 奈良県公契約条例の概要及び施行実績について
- （2） 社会的な価値の評価に係る状況について
- （3） 社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について
- （4） 今後の検討予定について

5 公開・非公開の別

公開（傍聴者 0人）

6 議事内容

議題1 奈良県公契約条例の概要及び施行実績について

議題2 社会的な価値の評価に係る状況について

議題3 社会的な価値の勘案基準に係る評価項目追加について

議題4 今後の検討予定について

①資料1-1から4-2に基づく説明

②質疑及び意見交換

[質疑及び意見交換概要]

【西川委員】

社会的な価値の勘案基準の評価項目に「人権意識の向上に係る取組の状況」を追加するという点については、非常に重要なことだと思うので、何ら異論はない。

資料23ページの社会的価値に係る配点について、従来の10%をそのまま維持するという点である。価格や技術力とのバランスも分かるが、新しい項目を入れても上限の10%を変えないとなると、結果的に薄まるのではないかという懸念がある。このあたりの考えをお聞かせいただきたい。

また、環境に関しては、2050年のカーボンニュートラルも含めて、今後非常に様々なところが重要になってくるのではないかと思う。このような活動に対する評価項目の追加についての考えはあるのか。

【福留会計局総務課長】

今回人権を評価項目に入れて薄まらないかということについては、確かに薄まる場所もあるが、一方で企業の評価の選択肢が増えるとも考えている。

配点については、国又は他府県の事例になるが、国の各省庁では、12%まで認めているところである。愛知県については、10%となっており、今後、全国の状況も参考にしながら議論をしていく必要があると考えている。

現在10%の評価としているが、これまでの最高得点は6.2%であり、10%には至っていない。そのような状況も踏まえて、今回は10%の範囲内としているところである。

カーボンニュートラルについては、三方良し条例の商って良し、働いて良し、世間良しに関連して、そのような項目も検討していく余地があると考えている。

【松本委員】

先程の人権研修の追加とその配点については異論はない。

ただ、今後さらに評価項目の追加を検討していきたいという話が議題4にあったかと思う。想定される評価の例をたくさんあげており、まさにどれも重要であると思うが、これを全部追加すると、先程西川委員が話されたように、非常に薄まってしまうことが危惧される。

様々な選択肢があっても良いとは思いますが、県として特に重点的な項目を押さえたり、もしくは事業の内容や業種によって特にこの部分というようなところを絞り込んで決めないと意味が無い。少しでも良い取組をしていたら加点されますよでは意味があるのかと思う。

もう一点、社会的価値の評価がどのくらい選定に影響しているかということが昨年のお話の中であって、数字で見るとなかなか厳しかったのかなというところがあるが、その点について何か今後考えがあればお聞かせいただきたい。

【福留会計局総務課長】

今お話がありましたように、今後評価項目が増えても10%の範囲内とする点については、無理が生じる場所と考えており、国の状況も注視しながら、

そのあたりもまたご議論いただきたいと考えている。

また、昨年ご意見をいただき社会的価値の評価の業者選定への影響について初めて分析を行ったところであるが、議題2の資料18ページの右側の表において、2社以上参加した事例は、業務委託で11件、指定管理で2件であり、まだデータが少ない状況であることから、このような分析を継続し状況を注視していくとともに、昨年度から公契約ジャーナルを発行し、事業者のみならず、経済、あるいは商工、福祉団体、また県民の皆様にも周知しているところであり、このようなツールも活用し、条例の趣旨や取組を広く周知していきたいと考えている。

【高木委員】

今回、社会的な価値の評価に人権という新たな評価を追加していくことは大変結構なことだと思うが、実際にどのように評価をするかという点について、研修の実施の有無を評価の基準にすることを考えられている。それは入札等で一年前までの間に一回でも実施すればということによろしいか。また、研修を1回実施してそれで人権意識が向上したと判断するのかということについて、どのように考えているか。

【福留会計局総務課長】

1回だけの研修の実施で良いのかということは、もっともなご意見であると考えます。

今回、評価基準の検討にあたり、事業者や県の事務方にとっても、過度な負担にならないかといったことや、あるいは確実に履行されているかどうかについての確認方法を検討し、このような研修としたところ。実績については、どのような項目で研修しているか、何人で実施したか、どれだけ充実した内容で実施しているかを、様式を作成し確認していきたいと考えている。

【森本委員】

三方良し条例について、奈良県においてこのような考え方を入れ成果を見ていくということなのだと思う。これについては課題として、奈良県全体のざっくりしたことを書いている。

奈良県では、企業については北の方が多く、南の方が少なくなっている。この三方良し条例にある、本県が抱える課題の中には賃金など様々なことを書いているが、北と南と西と東について、そのような観点からどのような扱いをされているのか。

また、資料の27ページに公契約条例で実施中の評価がある。その中で多様な人材の雇用に係る取組に、女性、障害者、出所者や若年者という項目が挙げられているが、特にLGBTの関係で性同一性障害については、質問があった時にはどうされるのかと感じている。

以上の2点について教えていただきたい。

【福留会計局総務課長】

三方良し条例については、2月議会に上程し、まだ施行はされていない状況ではあるが、議会において議決がなされれば令和5年度に基本計画を作成して

いくということをしてっている。各部局と調整しながら計画を作っていく中で、森本委員がお話された北と南と西と東の差についても、議論されていくものと考えている。

また、性同一性障害については、県の基本計画において17の人権問題を施策体系として整理しているところであり、その中に性的マイノリティの人権も含まれている。企業がそのようなテーマで研修をした場合は、公契約条例においても加点評価されることになる。

【森本委員】

一つ目の話で、北と南と西と東の企業数について、北が多く南の方が少ないということになる。配点が多い関係のところであれば配点は多くなり、少ないところは厳しくなる。そのあたりの気遣いが施行する時にあれば良い。そのようなところも言われる可能性があるのではと考える。

【福留会計局総務課長】

ありがとうございます。

【山崎委員】

今回のこの三方良し条例を見ると、奈良県の問題そのものが凝縮されている。

先程森本委員がお話されたように、生駒や香芝に住んでいる方は皆大阪で働いている。奈良で働くことを考えていない。地理的にも隣が大阪だからというのも当然あるが、最低賃金が高いと基本的に全ての給料が高いし、高いところに皆集まる。このようなことを、普段いろんな方から法律相談を受ける中で感じている。

男女共同参画委員として仕事をして感じることは、若い人は家庭を持って、地元で働くところがない。そこそこ年をとって子供がいると働き口を見つけられない。一度仕事を辞めると再就職が大変難しい。そうなると生活自体が下がったり、難しくなってくる。女性も苦しいところになる。地元で働こうと思える奈良県になってほしいと思っている。

資料の25ページ左上のベッドタウンにおける諸課題であるが、働くところが本当になのかというと、働く人が欲しい、従業員が足りないと言っている企業も実はかなり多く、ミスマッチもあってすぐ辞めていくような状況もあると聞いているので、このあたりも含めて、奈良で働いて、奈良で暮らして、結婚して、家庭を持とうと思えるような企業がたくさん生まれると良いと思う。

最低賃金の金額すら知らないという方も意外にいたり、社会保険の内容も知らない労働者も結構いるので、県民の方も自分にこのような権利があるんだということも知っていただき、三方良しの奈良県になってほしいと思っている。

【福留会計局総務課長】

ありがとうございます。

【森本委員】

保護観察対象者等の協力雇用主数については、令和3年までずっと増えてきている。その中で建設業は分かるが、その他という白抜きのところ、これはど

のような職種が多いのか。

【福留会計局総務課長】

経済センサスのくくりでは製造業、サービス業、運送業、農林漁業であるが、県内の数であるため、農林漁業については、農と林となる。

【高木委員】

資料1-1の3ページ、公契約条例の概要③のイメージの上の段にある労働者の周知事項に、疑義の申出ができると記載されている。労働者に公契約条例の内容を周知して、自分の会社が受注したときに、会社の言っている内容と違うということを、労働者の方から違うと言うことを告発できる体制のことであると思っているが、実際にこの申出があったかを教えていただきたい。

【福留会計局総務課長】

現在のところ申出は届いていない。

【高木委員】

条例制定以降ずっとないということか。

【福留会計局総務課長】

そのとおりである。

【高木委員】

労働基準行政の立場では、労働者からの申出を端緒にして、捜査に入っていくということがあり、そのあたりが先程の人権研修のことと同じになるのだが、実際にやったのかどうかという最後の関門になってくる。

入札企業が適当にやって資料を出したとしても最後に従業員が匿名で申出をされたら会計局から調査が入って嘘かどうかを調べる方法があり、入札する側に釘を刺すというような仕組みがあるということを労働者にも広く周知して、そのようなところから担保していくということも必要なことであると思う。これまで一件もないということだが、周知が果たしてどこまで行き届いているのかと考える。

【福留会計局総務課長】

ご意見ありがとうございます。今後条例の運用を検討していくにあたり、本日いただいたご意見を参考にしていきたいと思うので今後ともよろしくお願ひしたい。

【山崎委員】

それでは今回の諮問に対する答申をとりまとめたい。

これまでの議論を踏まえ、当審議会としては事務局案について、「原案どおり実施することを適当」と認めたいと思うが、よろしいか。

【全員】

異議なし。

上記のとおり審議結果を確認する。

令和 5 年 4 月 17 日

奈良県公契約審議会 会長 山崎 靖子  印

奈良県公契約審議会 委員 高木 洋司  印

奈良県公契約審議会 委員 西川 恵造  印